

答申第 770 号

情 公 第 2882 号

令和 5 年 3 月 28 日

地方独立行政法人神奈川県立病院機構

理 事 長 吉 川 伸 治 様

神奈川県情報公開審査会

会 長 田 村 達 久

行政文書一部公開処分に関する審査請求について（答申）

令和 2 年 8 月 26 日付けで諮問された特定診療に係る文書一部非公開の件（諮問第 863 号）について、次のとおり答申します。

1 審査会の結論

実施機関である地方独立行政法人神奈川県立病院機構が、特定期間の重粒子線照射録のうち特定医師が診療に関与したことを示す本人の署名又は記名捺印を含む文書につき、特定医師が診療に関与した放射線治療照射録を特定したことは妥当であるが、当該放射線治療照射録に予め定められている表頭記載の項目の名称については公開すべきである。

2 審査請求に至る経過

- (1) 審査請求人は、神奈川県情報公開条例（以下「条例」という。）第9条第1項の規定に基づき、令和2年3月30日付けで、地方独立行政法人神奈川県立病院機構（以下「実施機関」という。）に対して、特定期間の重粒子線照射録（以下「照射録」という。）のうち特定医師が診療に関与したことを示す本人の署名又は記名捺印を含む文書（以下「本件請求文書」という。）について、行政文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。
- (2) 本件請求に対し、実施機関は、令和2年4月14日付けで、特定医師が診療に関与した特定期間の照射録を対象文書（以下「本件対象文書」という。）として特定の上、照射録の出力者名、照射技師名（以下「関係職員名」と総称する。）、患者ID、年齢、患者氏名、治療開始日のうち日付、治療方針、原発巣、病理組織、期間のうち始期及び終期の日付、患者に係る実総線量（Gy（RBE））、計画ID、照射日のうち日付並びに患者に係る照射日ごとの処方線量（以下「患者情報」と総称する。）を条例第5条第1号本文により非公開とする一部公開決定（以下「本件処分」という。）を行った。
- (3) 審査請求人は、令和2年4月30日付けで、本件処分について、行政不服審査法第2条の規定に基づき、その取消しを求める審査請求を行った。

3 審査請求人の主張

- (1) 照射録は、医師が重粒子線治療を行う際には必ず作成されるものであり、重粒子線治療に当たった医師は、当該照射録に署名することが、診療放射

線技師法（昭和26年法律第226号）第28条の規定により義務付けられている。

- (2) 本件対象文書は、単に会計オーダーを発生させるために作成される文書であり、その作成者も医師ではなく放射線技師である。
- (3) 本件請求以前にも、特定期間の照射録のうち、特定医師の作成に係る照射録について公開請求しているにもかかわらず、請求内容と異なる文書が公開されたことから本件請求を行ったが、実施機関は、本件対象文書しかない旨回答している。
- (4) そこで、本来請求している文書の公開を求めて、審査請求を行った。

4 実施機関（担当 地方独立行政法人神奈川県立病院機構がんセンター）の説明要旨

(1) 文書の特定について

実施機関においては、医師による診療や診療放射線技師による人体への放射線照射の都度、放射線治療及び患者情報管理システム（以下「電子システム」という。）に必要事項を記録し、放射線治療を管理していることから、照射録も電子システム上で作成される。

そのため、本件請求に対しても、この電子システム上で作成された、特定医師が診療に関与した特定期間の照射録を、対象文書として特定したものである。

なお、一部公開決定通知書には、「本件照射録には、本人の署名又は記名捺印はありません。」と追記し、本件対象文書には診療に関与した医師の署名又は記名捺印（以下「署名等」という。）は記録されていないことを明記した。

(2) 条例第5条第1号により非公開とした部分について

本件対象文書のうち、関係職員名及び患者情報については、個人に関する情報であり、特定の個人が識別されるものであるため、条例第5条第1号本文に該当する。

なお、実施機関は、職員録の公開を行っておらず、ホームページでは医師名のみ公開している。したがって、関係職員名は、条例第5条第1号ただし書イの「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情

報」には該当しない。

5 審査会の判断理由

(1) 本件対象文書の特定の妥当性について

実施機関は、本件請求文書として本件対象文書を特定しているところ、審査請求人は、本件対象文書は本件請求文書には当たらないため、本件処分を取り消し、別の文書を公開するよう主張している。

したがって、以下、本件対象文書の特定の妥当性について検討する。

ア 本件請求文書について

実施機関は、本件請求文書は特定医師の署名等を含む文書であるところ、本件対象文書にはそれが含まれていないと説明している。

本件対象文書に医師の署名等がないことについて、当審査会が実施機関に確認したところ、放射線照射に係る指示内容及び指示した医師の氏名は電子システム上に登録されることから、改めて照射録に医師の署名等を受ける運用とはしていないとのことであった。また、本件対象文書を本件請求文書として特定したことについては、本件対象文書の他に照射録は存在しないため、一部公開決定通知書に特定医師の署名等を含む文書が存在しないことを明記した上で、本件対象文書を本件請求文書として特定したとしている。

照射録に記載する事項については、診療放射線技師法施行規則（昭和26年厚生省令第33号）第16条の規定により、①照射を受けた者の氏名、性別及び年齢、②照射の年月日、③照射の方法並びに④指示を受けた医師又は歯科医師の氏名及びその指示の内容と定められているところ、本件対象文書にはこれらの事項が記録されていることが認められる。また、審査請求人及び実施機関の説明するとおり、本件対象文書には、診療に関与した特定医師の署名等は含まれていないことが認められる。

以上を踏まえれば、実施機関としては、本件対象文書を診療放射線技師法第28条第1項に規定する照射録として取り扱っているものと認められる。また、実施機関の説明する照射録作成の運用に照らせば、診療に関与した医師の署名等の記録がないとする説明に不自然、不合理な点が

あるとはいえ、本件請求文書に該当し得る文書を本件対象文書の他に作成又は取得していたことをうかがわせる事情も認められない。

したがって、実施機関が「特定医師が診療に関与したことを示す特定医師の署名等を含む文書」という意味での本件請求文書を作成又は取得していなかったと認められる。

イ 本件対象文書の特定について

前記アのとおり、実施機関は本件請求文書に該当する文書を作成又は取得していないと認められることから、不存在による非公開決定を行う判断もあり得たと考えられるが、実施機関としては、診療放射線技師法第 28 条第 1 項に規定する照射録としては、本件対象文書以外に存在しないため、一部公開決定通知書に「本件照射録には、本人の署名又は記名捺印はありません。」と記載した上で本件対象文書を一部公開したものである。

本件対象文書には、審査請求人が求める特定医師の署名等が含まれていないことから、結果として本件請求文書と異なる文書が公開されたとして審査請求がなされることとなったものであるが、実施機関が可能な限り本件請求に対応しようとして、本件対象文書を特定したことは、条例の趣旨に照らして、不当ではないと認められる。

ウ 小括

以上のことから、実施機関が本件請求文書として本件対象文書を特定したことは是認できる。

(2) 条例第 5 条第 1 号の規定により非公開とした情報について

ア 患者情報について

実施機関は、本件対象文書のうち、患者情報については、前記 4 (2) のとおり、条例第 5 条第 1 号本文の規定に定める非公開情報に該当すると説明している。

そこで、当審査会が確認したところ、患者情報のうち照射録の様式に予め定められている表頭記載の項目の名称（以下「様式項目名」という。）を除く情報については、放射線診療を受けた患者ごとに作成された記録であることが認められることから、個人に関する情報であり、特

定の個人を識別することができる情報であるため、条例第5条第1号本文の規定に該当することが認められる。また当該情報は、同号ただし書アからエまでのいずれかに該当する情報でないことが明らかである。

以上のことから、患者情報のうち、個人に関する情報とは認められない様式項目名については公開すべきであるが、その余の情報については、条例第5条第1号本文の規定に該当することを理由に非公開としたことは妥当である。

イ 関係職員名について

実施機関は、本件対象文書のうち、関係職員名については、前記4(2)のとおり、条例第5条第1号本文の規定に定める非公開情報に該当すると説明している。

そこで、当審査会が確認したところ、関係職員名は、個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができる情報であるため、条例第5条第1号本文の規定に該当することが認められる。また、実施機関は、関係職員名についてはホームページ等により公表していない旨説明しているところ、これを覆す事実も認められないことから、同号ただし書イに該当しない。また、当該情報は、同号ただし書ア、ウ及びエのいずれかに該当する情報でないことが明らかである。

以上のことから、本件対象文書のうち、関係職員名について、条例第5条第1号本文の規定に該当することを理由に非公開としたことは妥当である。

6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別 紙

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
令和 2 年 8 月 28 日 (収受)	○ 諮問
令和 5 年 1 月 17 日 (第 230 回部会)	○ 審議
令和 5 年 2 月 13 日 (第 231 回部会)	○ 審議

神奈川県情報公開審査会委員名簿

氏 名	現 職	備 考
板 垣 勝 彦	横浜国立大学大学院教授	部 会 員
市 川 統 子	弁護士（神奈川県弁護士会）	
桑 原 勇 進	上 智 大 学 教 授	会長職務代理者
田 村 達 久	早 稲 田 大 学 教 授	会 長
遠 矢 登	弁護士（神奈川県弁護士会）	
堀 内 かおる	横浜国立大学教授	部 会 員
前 田 康 行	弁護士（神奈川県弁護士会）	部 会 員

（令和5年3月28日現在）（五十音順）